

戸建木造住宅 除却助成

補助対象 ● 市の無料耐震診断の結果、判定値▲1.0未満と診断された**戸建木造住宅**

※無料耐震診断をまだ受けていない場合は、先に

名古屋市木造住宅無料耐震診断 をお申込みください。

(耐震診断には**3ヵ月**程度かかります。)

● 耐震改修工事助成・耐震シェルター等設置助成をうけていないもの

● 「木密地区」※1に敷地が含まれていないもの

※1「木密地区」とは、主な木造住宅密集地域の11地区です。下表をご覧ください。

申請者 ● 対象住宅を所有する個人 ※所有者が法人の場合、申請いただけません

補助内容 次のいずれかのうち一番低い金額

● 除却費用の**1/3**以内 ● **20万円**

● 対象住宅の延べ面積×9,600円/㎡×1/3以内 ※予算に達するまで

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

※1 主な木造住宅密集地域 11地区

【大杉・杉村、米野、中村、日比津、御劔、大喜、下之一色、戸田、桜・笠寺・本星崎、呼続、鳥羽見・廿軒家】

区名	町名	区分	区名	町名	区分
北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曽根町、東長田町、東水切町、水切町	全域	瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春敲町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町、宝田町、豆田町、御劔町	全域
	大曽根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部		上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全域	中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町、羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一部	南区	供米田三丁目、下之一色町	一部
				西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
昭和区	滝子通	全域	守山区	笠寺町、粕島町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町、本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
				市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
				鳥羽見二丁目	一部

★木密地区の木造住宅の除却助成については、**条件、金額等が異なります**。

詳細は下記、市街地整備課へお問合せください。

お問い合わせ先・申請先

木密地区※1以外

名古屋市 耐震化支援課

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

mail | a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

住所 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (名古屋市役所西庁舎)

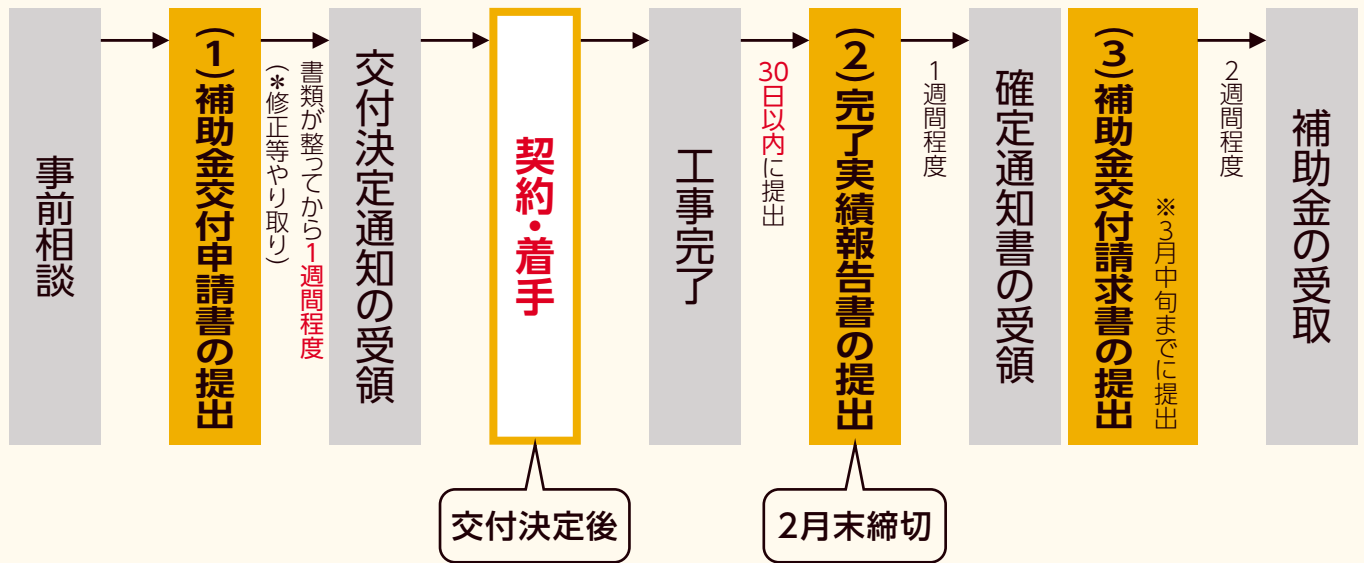
木密地区※1

名古屋市 市街地整備課

TEL | 052-972-2752 FAX | 052-972-4163

mail | a2752@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

補助金交付の流れ・必要な手続き



補助金の申請や、交付決定通知の交付前に「契約を結ぶ」「着手金を支払う」「業務や工事に着手している」場合は、**補助金を受け取ることができません。**

(1) 交付申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 本市の無料耐震診断結果報告書の写し
- ③ 固定資産税・都市計画税の課税明細書 (写)、納税証明書 (2年分) 等
- ④ 除却場所の案内図 (住宅地図など)
- ⑤ 除却工事費の見積書の写し
- ⑥ 除却前の戸建住宅の現況写真 (プリントしたもの) (隣家や道路等を一緒に撮影したもの)
- ⑦ 共有者の同意を確認する書類

(2) 完了実績報告に必要な書類

- ① 完了実績報告書 (様式第6号)
- ② 領収書または請求書の写し
*完了報告書の際には、請求書の写しでも可。ただし、補助金交付請求時には領収書の写しが必要です。
- ③ 撤去後の全体がわかる写真 (撤去前の写真と同じアングルのもの)

(3) 補助金交付請求までに必要な書類

- ④ 補助金交付請求書 (様式第8号)
- ⑤ 口座番号が確認できるもの *申請者名義の口座・通帳等のコピー等
- ② 領収書の写し (未提出の場合)

その他利用できる制度

代理受領制度 詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

※建替え時に、【フラット35】の融資を受けられる方は、金利の引き下げが可能な場合があります。